

自動車損害賠償保障法施行令（抜粋）

（昭和30年10月18日 政令第286号）

最終改正：平成23年5月2日 政令第116号

（保険会社の仮渡金の金額）

第五条 自動車損害賠償保障法第十七条第一項仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 死亡した者 二百九十万円

二 次の傷害を受けた者 四十万円

重傷の定義

イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

ハ 大腿又は下腿の骨折

ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも

三 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 二十万円

イ 脊柱の骨折

ロ 上腕又は前腕の骨折

ハ 内臓の破裂

ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害

四 十一日以上医師の治療を要する傷害（第二号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 五万円

第2条第7項（車内事故）に係る定義